

第7章



みんなの森

地域による包摂を推進するための取組

第1節	地方公共団体との連携強化等	160
-----	---------------------	-----

第1節 地方公共団体との連携強化等

1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

(1) 市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 77】

法務省は、指定都市に関しては全て、市区町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）に関しては、現状、市町村再犯防止等推進会議（【施策番号 81】参照）の構成員となった市区町村（2024年（令和6年）4月1日現在で306市区町村）について、それぞれの再犯防止等を担当する部署の連絡窓口を把握し、再犯防止等に関する必要な情報提供を行っている。

また、矯正施設においては、矯正施設が所在する自治体によって組織する矯正施設所在自治体会議（2024年4月1日現在で101団体が参加）とも連携して、矯正施設の地域における防災拠点としての活用、地域と連携した刑務所作業製品の製作や職業指導製品の展示・販売、被収容者による社会貢献につながる活動の企画・実施等、市区町村等と連携協力し、再犯防止にも地方創生にも資する取組を推進している。

(2) 都道府県による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 78】

再犯防止分野において、国、都道府県及び市区町村が担う具体的役割（資7-78-1参照）が第二次計画に明記されたところ、都道府県が、各地域の実情も踏まえ、域内の市区町村と連携し、再犯の防止等に関する取組を切れ目なく実施するために必要な調整等を行い、前記の役割を十全に果たすことができるよう、法務省は、都道府県に対して必要な情報提供等を行っている。

資7-78-1 第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割

第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割について

国

- ・ 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- ・ 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

- ・ 広域自治体として、
- ・ 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や地域のネットワーク構築に努める。
- ・ 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。

市区町村

- ・ 地域住民に最も身近な地方公共団体として、
- ・ 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

出典：法務省資料による。

また、法務省は、2023年度（令和5年度）から、都道府県が地域の実情に応じた再犯防止施策の充実を図ることにより、地域における再犯防止の取組を促進し、安全安心な地域社会の実現に資することを目的として、都道府県が基礎自治体に対する施策の企画立案支援、基礎自治体に対する理解促進・人材育成及び犯罪をした者等に対する直接支援を実施するに当たり、補助金を交付する「地域再犯防止推進事業」を実施している。

2 地方再犯防止推進計画の策定等の支援【施策番号 79】

法務省は、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」※¹（資7-79-1 参照）を作成し、全国の地方公共団体に配布するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得て、地方公共団体に対し、再犯防止施策に関する説明や協議を実施している。

さらに、地方公共団体に対して、第二次計画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標（出所受刑者の2年以内再入率等）についての都道府県別データの提供を行っているほか、警察庁からデータの提供を受け、警察署管轄別の犯罪統計に係る情報についても提供している。

加えて、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（【施策番号 81】参照）等の開催等を通じて、引き続き、都道府県や市区町村に対して、前記の情報提供等を行うとともに、地方再犯防止推進計画の策定に向けた支援等を行っている（地方再犯防止推進計画の策定数は【指標番号 22】参照）。

資7-79-1 地方再犯防止推進計画策定の手引きについて

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

概要	● 「地方再犯防止推進計画」とは、地方公共団体が再犯防止等に関する施策について定める計画。再犯防止推進法においては、その策定が努力義務とされている。 ● 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」は、特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。
手引きの構成	第1章 計画策定の意義等 1 法的根拠 2 計画策定の意義 3 計画策定の流れ 第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について 1 計画策定の趣旨等 2 地域における再犯防止を取り巻く状況 3 重点課題・成果指標 4 取組内容 5 推進体制 第3章 具体的な取組の記載例等 1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組 5 民間協力者の活動の促進等のための取組 6 地域による包摂を推進するための取組 7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

出典：法務省資料による。

※ 1 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和5年3月改定版）
<https://www.moj.go.jp/content/001395209.pdf>



法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画（資 7-79-2 参照）を積極的に活用するよう周知しており、地方再犯防止推進計画が地域福祉計画と一体として策定される例も相当数見受けられる（資 7-79-3 参照）。

厚生労働省は、都道府県が医療計画（資 7-79-4 参照）を策定するに当たって参考となるように、精神疾患の医療体制の構築に係る指針を定めている。当該指針では、推進法において、犯罪をした薬物依存症者等に適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている点を紹介している。また、都道府県の第7次医療計画において、薬物依存症に対応できる医療機関を明確にする必要があるとしている。

資 7-79-2 地域福祉（支援）計画の概要

地域福祉（支援）計画について

概要

- 「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(同法第108条)からなる。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。
- 平成29年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。
- 令和2年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を追加。

計画に盛り込むべき事項

【市町村地域福祉計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【都道府県地域福祉支援計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※下線部分は令和2年の社会福祉法改正により追加された記載事項（令和3年4月1日施行）

出典：厚生労働省資料による。

資 7-79-3 地方再犯防止推進計画策定数（策定方法別）

地方公共団体	策定数	他の関連計画に包含して策定	
		他の関連計画に包含して策定	単独での策定
都道府県	47	2	45
指定都市	20	9	11
市区町村	748	625	123

注 1 法務省資料による（令和6年4月1日現在）。
2 地方再犯防止推進計画の策定に代えて条例を制定した地方公共団体、実施方針として策定した地方公共団体も含む。
3 他の関連計画としては、地域福祉計画、防犯に関する計画、人権に関する計画等が挙げられる。

資 7-79-4 医療計画の概要

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。第8次医療計画の期間は2024年度～2029年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定 ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。 二次医療圏 335医療圏(令和3年10月現在) 【医療圏設定の考え方】 一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。 ・ 地理的条件等の自然的条件 ・ 日常生活の需要の充足状況 ・ 交通事情 等 三次医療圏 52医療圏(令和3年10月現在) ※都道府県ごとに1つ(北海道のみ6医療圏) 【医療圏設定の考え方】 特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いにその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。 ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づき、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。 ○ 地域医療構想 ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量を推計。	○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項 ※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。 6事業…6つの事業(救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。 ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。 ○ 医師の確保に関する事項 ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し) ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定 ○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定
---	--

出典：厚生労働省資料による。

3 地方公共団体との連携の強化

(1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号 80】

法務省は、地方公共団体が犯罪をした者等の支援を円滑に実施できるよう、矯正施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じ、当該団体が犯罪をした者等の支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

例えば、大阪府及び福岡県においては、条例により一定の性犯罪者に住所の届出義務を課し、それを通じて性犯罪者の所在を把握した上で、性犯罪者に対する社会復帰支援等を行うという再犯防止の取組が進められており、法務省としても、それらの府県が、条例で定める対象者であることを確認できるようにするための情報提供を始め、必要な協力を行っている。

また、検察庁においては、入口支援を実施するに当たり、犯罪をした者等の再犯防止を実現するため、関係機関等と十分なコミュニケーションを図りつつ、関係機関等に対し、適切な情報提供を行うこととしている。

さらに、矯正局では、2022年(令和4年)9月から、今後、再犯防止を一層推進していくに当たっては、矯正施設が被収容者に関する情報を適切かつ効果的に関係機関等との間で共有し、被収容者の立ち直りを支えていくことが極めて重要であるとし、被収容者等の同意がある場合において、再犯防止に資すると認められるときは、関係機関等への適切な情報提供を積極的に行うこととしている。

加えて、保護局では、これまでも保護観察所等において、個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、地方公共団体等が犯罪をした者等への支援を行うに当たり必要な情報について、当該犯罪をした者等の同意を得るなどした上で、地方公共団体等への提供を行ってきたところ、2024年（令和6年）3月、保護観察所等において犯罪をした者等に対する処遇等を実施する中で得られた情報は、その者に対する支援を行う地方公共団体にとっても有用性が高く、これらの情報を適切に共有することは、再犯等の防止を推進する上でも有意義であることを踏まえ、改めて、これらの情報を地方公共団体に提供するに当たっての留意事項等を取りまとめ、更生保護官署に通知した。

（2）再犯の防止等の推進に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有等の推進【施策番号 81】

法務省は、2018年度（平成30年度）及び2019年度（令和元年度）、再犯防止の取組における国及び市町村間のネットワークの構築等を目的として、市区町村の施策担当者を対象に市町村再犯防止等推進会議を開催するとともに、都道府県の施策担当者を対象に、再犯防止の取組等の情報共有を目的とした都道府県再犯防止等推進会議を開催した。2021年度（令和3年度）からは、地方における再犯防止の取組において蓄積された成果や課題等を全ての地方公共団体へ共有し、更なる取組の促進を図ることを目的に、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会として、「全国会議^{※2}」（対象：都道府県及び指定都市）及び全国6ブロックにおける「ブロック協議会^{※3}」（対象：ブロック内の都道府県及び市区町村）を開催している。2023年度（令和5年度）は、「全国会議」をオンラインにて、「ブロック協議会」を対面及びオンラインのハイブリッド形式にてそれぞれ実施した。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体等が開催する研修やシンポジウム等に講師として派遣するなどし、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援を行う関係者等に対して、法務省における取組や支援に関する知見等を提供している。

さらに、矯正管区においては、2023年度から、矯正官署における再犯防止、地域連携等の取組について、地方公共団体や関係機関等の職員を主な対象として情報を提供する「地域連携セミナー」を実施している。

加えて、法務総合研究所では、毎年、研究部報告や犯罪白書において、犯罪をした者等に関する調査研究の成果を取りまとめ、公表している。2023年度には、研究部報告65「非行少年と生育環境に関する研究」（同年6月発刊）^{※4}及び令和5年版犯罪白書^{※5}の特集「非行少年と生育環境」（同年12月公表）において、いずれも非行少年の処遇や再犯・再非行防止に向けた取組を進めるための基礎資料を提供し、研究部報告66「女性犯罪者に関する総合的研究」（2024年（令和6年）3月発刊）^{※6}において、女性犯罪者の処遇や再犯防止に向けた取組を進めるための基礎資料を提供した（【施策番号 92】参照）。

※2 全国会議
地方における再犯防止の取組において蓄積された成果や課題等を全ての地方公共団体へ共有し、都道府県・指定都市による更なる取組の促進を図るもの。

※3 ブロック協議会
全国会議の開催を受け、全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を実施するもの。

※4 研究部報告65「非行少年と生育環境に関する研究」
https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00120.html

※5 犯罪白書
各年の犯罪白書の全文を公表している
https://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html

※6 研究部報告66「女性犯罪者に関する総合的研究」
https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00129.html



(3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号 82】

一部の地方公共団体においては、刑事司法関係機関の職員、支援を行う民間団体の職員等を構成員とする会議体を設置し、再犯防止に係る取組の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行っている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体におけるネットワークの構築や連携を支援している。2021年度（令和3年度）以降、これらの取組を更に促進するため、地方公共団体を対象とした全国会議及びブロック協議会（【施策番号 81】参照）を開催している。

また、一部の保護観察所においては、2022年（令和4年）10月から実施している「更生保護地域連携拠点事業」（【施策番号 84】参照）を通じて、地方公共団体を含めた地域支援体制の整備や支援者支援に取り組んでいる。

さらに、保護観察所においては、更生保護に関する地域援助（【施策番号 83】参照）により、地方公共団体を始め、地域社会において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に資する支援等を行う関係機関・団体に対する援助として、更生保護に関する専門的知識を活用し、これらの関係機関等が支援している者への対応、更生保護又は犯罪予防に関する研修、広報等に係る必要な情報の提供、助言等を行うとともに、支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けるために必要な都道府県単位又は市区町村等の地域単位における関係機関等との連携体制の構築のための働き掛けを実施している（実績については【施策番号 83】参照）。

4 支援の連携強化

(1) 更生保護に関する地域援助の推進【施策番号 83】

法務省は、保護観察所において、2023年（令和5年）12月1日から施行された改正更生保護法（平成19年法律第88号）により新設された更生保護に関する地域援助（資7-83-1参照）を実施している。保護観察所においては、犯罪・非行の地域相談窓口「りすたば」（リスタート・サポートの略）^{※7}を設け、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域で生活する元保護観察対象者や出所者等本人又はその家族を含む地域住民や、関係機関・団体等からの相談に応じ、個別事案に係る必要な助言や調整、支援に関する事例検討会・研修・情報提供等の援助を行うほか、犯罪をした者等が、地域における関係機関・団体等による必要な支援を必要な期間受けることができるよう、地域における関係機関・団体等との連携体制の構築を図っている（【施策番号 82】参照）。2023年12月に、更生保護に関する地域援助を支援対象者等に実施した件数は45件、関係機関等からの個別事案に対応した件数は11件、関係機関・団体等への事例検討会・研修・情報提供等や連携体制構築のための働き掛けを実施した件数は23件、事例検討会・研修・情報提供等の延べ人員は201人であった。

※7 更生保護に関する地域援助（犯罪・非行の地域相談窓口「りすたば」）
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_00024.html



資 7-83-1 更生保護に関する地域援助の概要

「更生保護に関する地域援助」について

「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う

保護観察所の取組（更生保護に関する地域援助）



出典：法務省資料による。

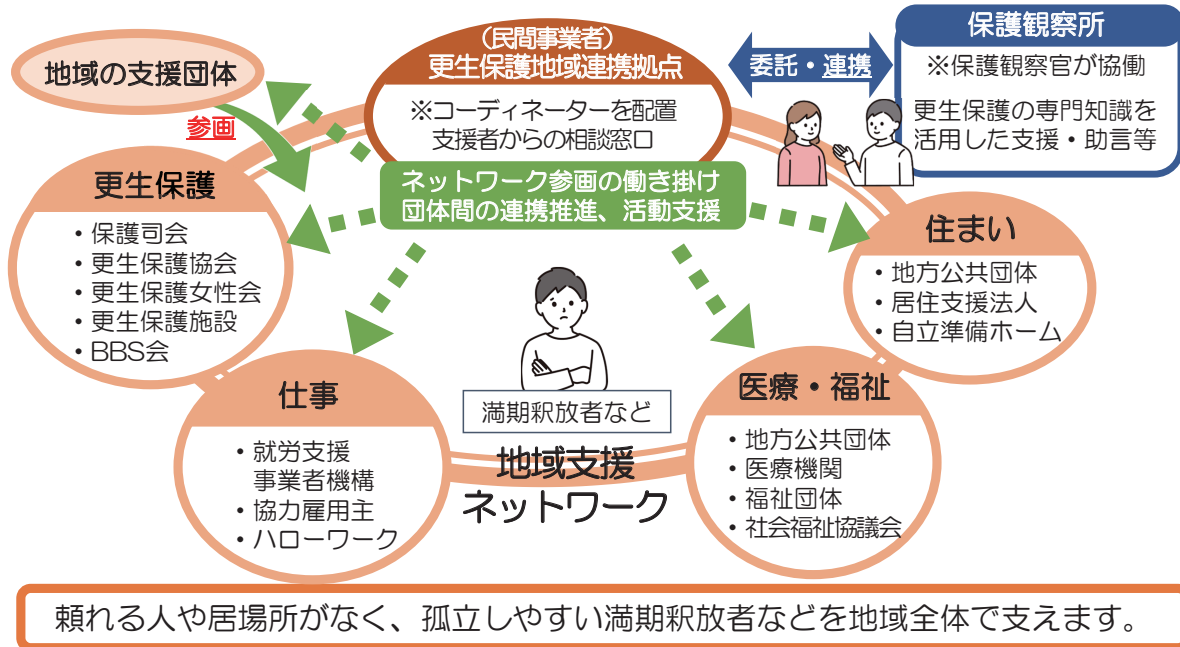
(2) 更生保護地域連携拠点事業の充実等【施策番号 84】

法務省は、地域における再犯防止につながる“息の長い”支援を実現するため、保護観察所3庁（旭川、さいたま及び福井）において、2022年（令和4年）10月から、地域の関係機関、民間協力者等による地域支援体制を整備するとともに、それぞれが行う支援活動の支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」（資7-84-1 参照）を民間事業者に委託し、実施している。

資 7-84-1 更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ

更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ

○関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者が、保護観察所から委託を受けて実施
 ○令和4年10月から、全国3庁（旭川、さいたま及び福井保護観察所）で実施



出典：法務省資料による。

（3）法務少年支援センターにおける地域援助の充実【施策番号 85】

法務省は、少年鑑別所（法務少年支援センター）において、非行・犯罪をした者や、その支援を行う関係機関等の依頼に適切に対応できるよう、教育機関や保健福祉機関等、地域の関係機関と定期的な連絡会議を開催するなど、多機関連携を強化している。また、支援を必要とする当事者等がより利用しやすい相談環境を提供するため、2021年（令和3年）11月から一部の少年鑑別所（法務少年支援センター）でオンラインによる心理相談を開始したところ、2023年（令和5年）6月からは全ての少年鑑別所（法務少年支援センター）で実施し、相談者等の利便性の向上を図っている。

5 相談できる場所の充実

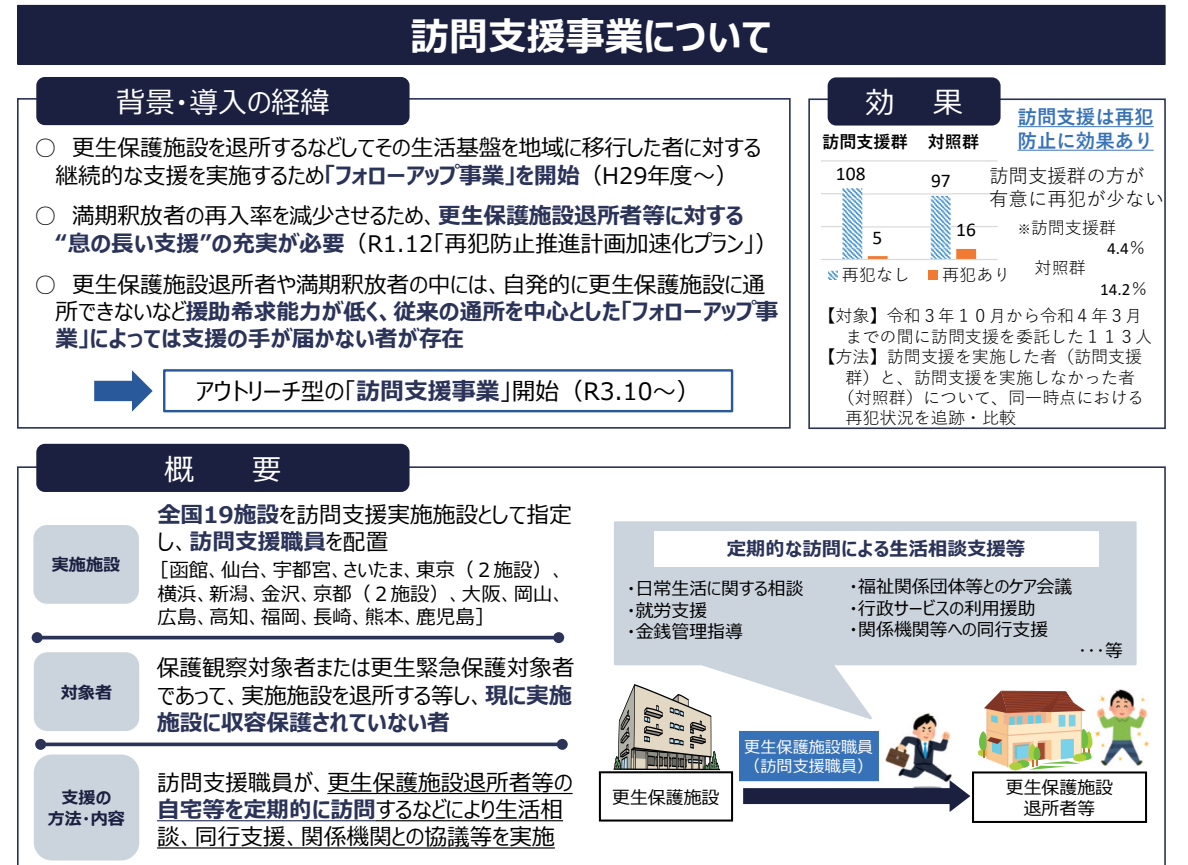
(1) 刑執行終了者等に対する援助の充実【施策番号 86】

法務省は、保護観察所において、2023 年（令和 5 年）12 月 1 日から施行された改正更生保護法により新設された、刑執行終了者等に対する援助を実施している。保護観察所においては、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、その特性や支援ニーズに応じた情報の提供、助言等を行うほか、地域の関係機関・団体等による必要な支援につながるよう必要な調整を行うなどの援助を実施している。刑執行終了者等に対する援助は、本人からの自発的な申出を待つことなく、保護観察所が能動的に働き掛けて実施することが可能なもので、かつ法定期間の定めもないという点で、更生緊急保護（【施策番号 25】参照）を補完する援助の措置として位置付けられる。

(2) 更生保護施設による訪問支援事業の拡充【施策番号 87】

法務省は、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、2017 年度（平成 29 年度）から更生保護施設に通所して支援を受けるフォローアップ事業（【施策番号 20】参照）を委託する取組を実施してきたところ、自発的に更生保護施設に通所できないなど、フォローアップ事業では支援の手が届かない者に対して必要な支援を行うため、2021 年（令和 3 年）10 月からは、自宅等を訪問するなどして生活相談支援等をアウトリーチで行う訪問支援事業の委託を開始した。フォローアップ事業については、2023 年度（令和 5 年度）の委託実人員は 1,159 人（前年度：905 人）、延べ人員は 8,505 人（前年度：5,866 人）であり、訪問支援事業については、2024 年（令和 6 年）4 月現在で全国 19 施設において実施し、2023 年度の委託実人員は 445 人（前年度：345 人）、延べ人員は 2,858 人（前年度：2,087 人）である（資 7-87-1 参照）。

資 7-87-1 更生保護施設における訪問支援事業の概要



COLUMN 8

地域再犯防止推進事業

法務省大臣官房秘書課

再犯防止施策の効果を上げていくためには、国が主体的にその取組を進めていく必要があることは言うまでもありませんが、刑事司法手続を終了した後、すなわち、国の関与が及ばなくなった後も、犯罪をした者等が切れ目なく必要な支援を受けられるようにすることが重要です。その支援の主な実施主体としては、住民に対して様々な行政サービスを提供する地方公共団体が想定されています。

この点に関し、国・地方が具体的に担う役割が不明確であるとの地方公共団体の声を受け、資料上段に記載のとおり、2023年（令和5年）3月17日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、国・都道府県・市区町村の役割が明示されました。

具体的には、それぞれの役割について、

- ・ 国は、刑事司法手続段階における指導・支援を実施することに加え、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行うこと
- ・ 都道府県は、広域自治体として、各市区町村で再犯防止の取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる専門的な支援を実施すること
- ・ 市区町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、適切にサービスを提供すること

などが明記されています。

こうした役割分担に基づき、地方における再犯防止の取組を一層促進するため、国及び都道府県の取組として、2023年度（令和5年度）から「地域再犯防止推進事業」を開始しています。

本事業は、都道府県が

- ・ 市区町村に対する施策の企画立案支援（域内の市区町村における再犯防止の取組が円滑に実施できるよう支援を行うもの）
- ・ 市区町村に対する理解促進・人材育成（域内の市区町村の職員等が再犯防止に関する理解を深めることができるよう支援を行うもの）
- ・ 犯罪をした者等に対する直接支援（犯罪をした者等に対し、市区町村が単独では実施することが困難と考えられる支援や罪種・特性に応じた専門的な支援を行うもの）

を実施するに当たり、国（法務省）がその経費の1/2、最大150万円を補助する事業です。

本事業の実施により、域内の市区町村の再犯防止の体制・基盤が整備され、市区町村における再犯防止の取組が促進されることや、市区町村レベルでは対応が難しい就労・住居支援、性犯罪者・薬物事犯者等に対する専門的支援等の効果的な実施などが期待されます。

地域再犯防止推進事業の概要

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的な役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業実施団体

計39都道府県（令和6年6月14日現在）

北海道、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

事業イメージ



< 事業内容 >

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施。

- （基礎自治体に対する）**施策の企画立案支援等**
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など
- （基礎自治体に対する）**理解促進・人材育成**
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など
- （都道府県が行う）**直接支援**
 - ・ **就労・住居支援** / **専門的支援** / **相談支援** のいずれか1つを実施

地域再犯防止推進事業の概要

COLUMN 9

罪を犯した依存症者の支援拠点づくり

ジャパンマック福岡

2013年（平成25年）、福岡市に依存症からの回復と成長を目指す人たちを支援する施設「ジャパンマック福岡」が誕生しました。多くの依存症者と関わっていく中で、依存症が背景にあり罪を犯してしまう人々の支援にも携わるようになりました。薬物依存症や窃盗症（クレプトマニア：万引き・物盗りがやめられない）、性依存症（性嗜好障害：盗撮や痴漢行為がやめられないなど）の場合は依存行為そのものが法に触れてしまいますし、ギャンブル依存症でギャンブルするために会社のお金を横領する、アルコール依存症で酔っ払ってお酒を万引きする…という人もいます（私たちはこれらの依存症を「触法依存症」と呼んでいます）。そうした人の中には、動機付けがなかなかうまくいかず、依存症の治療につながらない人が一定数います。また、再犯を繰り返す人は、一度矯正施設に入所すると支援が途切れてしまい、出所後も同じことを繰り返してしまう傾向にあることから、入所中も支援を継続することが再犯の防止に寄与すると考えました。そのような支援はこれまでの障害福祉サービスの枠組みの中だけでは難しいものでしたが、休眠預金活用事業（2019年度（令和元年度）通常枠：事業実施期間は2020年（令和2年）3月から2023年（令和5年）3月まで）により、触法依存症者への支援を行う「犯罪を犯した依存症者の支援拠点づくり」事業を開始しました。事業を行う機関として、ジャパンマック福岡内に「依存症者回復支援センター」を設置し、名称を「エール」（応援団：<https://yell-fukuoka.jp/jmac/>）として活動を行うことになりました。

エールには大きく分けて四つの役割があります。

- ① 顕在化支援…当センターだけでなく、矯正施設や留置場、病院等へ面会に出向き、依存症について知ってもらい、回復への動機付けを行う支援。啓発のための漫画冊子の作成・配布、社会資源の紹介、裁判支援（情状証人、支援計画等の作成など）などを行います。矯正施設入所者に対しては、手紙や面会等で支援を継続します。
- ② 回復支援…顕在化の活動を経た、継続的な回復のための支援（期限のない支援）。個別の回復支援計画を立て、回復の場への同行支援、継続的な面談、回復プログラムへの参加促進（窃盗症の人及び性依存症の人向けの回復プログラムの作成・実施）等を行います。
- ③ 家族支援…疲弊し不安を抱えた家族に対し依存症という病気について知ってもらうため、定期的な面談を行うほか、家族会などの社会資源の紹介・つなぎを行います。
- ④ 関係機関との連携…触法依存症者の方々は依存症の問題だけではなく、多様かつ複雑な問題を抱えている場合が少なくありません。一か所だけでの支援で解決することは困難ですし、一か所にしかつながっていないと、そこから離れてしまったときにつなげることのできる場がなくなってしまう。そこで、地域の関係機関とネットワークを作り、複数の機関で協力し合って息の長い支援をしていきます。これまで、主に、検討委員会（連携会議・年2回開催）の中で事業報告や事例検討を行い、関係機関職員向け研修会（年1回）を開催する中で、少しずつエールの存在が認知され、関わりのある機関が増えてきました。2023年度（令和5年度）からは、同じく休眠預金活用事業（2023年度通常枠：事業実施期間は2023年4月から2026年（令和8年）3月まで）により「人生の再出発を支援し、支援者も支えるネットワークづくり」事業を開始しているところで、現在、保護観察所や更生保護団体等にも少しずつネットワークが広がっており、医療や福祉、司法や更生保護等様々な分野の機関と協力しながら触法依存症者やその家族のサポートを行っています。



・動機付けのための漫画冊子「依存症と犯罪」

依存症の体験談の漫画部分4事例×10ページに加え、依存症や法律制度についての説明（弁護士監修）や依存症のチェックリスト（医師監修）も付けています。特に、性依存症の体験談の漫画は他にあまりなく、好評を得ています。



検討委員会の様子。近年は福岡市精神保健福祉センターと共催で、グループに分かれての事例検討等を行っています。

※ 休眠預金活用事業

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づく資金分配団体の一つとして、更生保護法人日本更生保護協会が、民間公益活動を行う団体に対して助成を行う事業。

<https://www.kouseihogo-net.jp/hogokyoukai/exercise.html>

※ 依存症者回復支援センターエール（YELL） <https://yell-fukuoka.jp/jmac/>



COLUMN 10

地域食堂「みんなで来んさいな」はじめました。

更生保護施設鳥取県更生保護給産会

鳥取県更生保護給産会は、鳥取県内唯一の更生保護施設として、行き場のない刑務所出所者等を積極的に受け入れ、自立更生のため、個々の状況に応じて、福祉及び就労等の支援、専門的プログラム、退所後の生活環境の調整などを実施してきました。また、施設入所者の円滑な社会復帰には、地域社会の理解と協力が不可欠であると考え、施設入所者と職員は、施設近隣の道路や公共施設駐車場の清掃、地元小学校の生垣せん定など年間約70回の清掃活動に加え、地域イベントへの参加（手伝い）、冬には近隣道路の雪かきをするなどの地域貢献活動を30年以上続けており、これらの活動は、施設入所者の社会参加の意欲を高めることにもつながっています。

近年は、高齢化が進むなど、医療や福祉制度の利用を必要とする施設入所者が増えていることに加え、以前にも増して一人ひとりに寄り添った支援が必要となっています。当会では就労や住居の支援に加え、福祉や医療機関との調整などを、日々、丁寧に行い、当会から巣立った彼らが地域社会に定着し、犯罪とは縁のない生活を送り続けてほしいと願ってきました。

そのため、2017年度（平成29年度）からは施設退所者に対しフォローアップ支援を行ってきました。支援内容は、電話や来所・訪問による生活相談、当会が行う地域交流活動への参加を呼び掛けるなどして孤立を防いだり、福祉等関係機関と連携して見守りを行うなど様々です。2018年度（平成30年度）からはフードバンクを活用した退所者への食糧支援も開始しました。職員が施設退所者と定期的に会って「一人じゃない。困ったらいつでも相談してね。」というメッセージを送り続けることで、孤独と孤立の解消に努めてきました。これにより施設退所者の再犯は減少したものの、それでも孤立して再び罪を犯してしまう者が一定数いるという現実にジレンマを抱えてきました。「施設退所後の彼らの孤立を原因とした再犯をなくしたい。」「地域に開かれ、地域に貢献する更生保護施設でありたい。」これは、全職員の思いです。

2023年度（令和5年度）、様々な出会いや御縁があり、「ふれあい食堂」（鳥取県にある地域食堂）を運営している大門代表から助言もいただき、検討した結果、当会の食堂を利用して地域食堂を立ち上げることにしました。併せて、地域食堂の参加者のために隣室で保健師による健康相談も実施することにしました。地域の方に来ていただき、実際に施設の雰囲気を見ていただくことが、施設に対する偏見の解消につながると考え、参加者は施設退所者に限定せず、公民館を通して、高齢者を始め、地域の住民全員に声掛けしました。もちろん、施設退所者に対しては、当会がホーム（拠り所）となり、気軽に相談に訪れることができるようになってほしいという願いがありました。

地域食堂応援隊として登録いただいた方々にもお手伝いいただき、2024年（令和6年）1月28日に第1回地域食堂「みんなで来んさいな」を開催したところ、施設退所者9名を含む86名が来所し、施設退所者にとっても地域の方々にとっても素晴らしい時間を過ごせたのではと思います。また、同年3月の第2回は施設退所者7名を含む115名が、同年5月に開催した第3回は施設退所者4名を含む126名の来所があり、参加者は回数を重ねるごとに増えています。

最後に、「出会いは財産。それはみんなに共通して言えることであり、鳥取県更生保護給産会に縁のあった元寮生たちにも気付いてほしい。地域食堂に継続的に来所し、何気ない会話や食べることを通して、地域と緩やかにつながり続けてほしい。」そのような願いを込めて、2024年度（令和6年度）からは本格的（奇数月の最終日曜日）に地域食堂を定例開催します。



地域食堂の様子



地域食堂のメンバー

COLUMN 11

地域における「居場所と出番」の創出

香川大学さぬき再犯防止プロジェクト PROS

PROS（香川大学さぬき再犯防止プロジェクト（Prevent Re-Offense Sanuki）、プロス）は、犯罪や非行の前歴がある方（以下「対象者」という。）の「居場所と出番」を作り、再犯を防止し、地域の方たちが安全・安心に暮らせる社会の実現に資するための活動として、2020年度（令和2年度）に始動した学生プロジェクトである。学部を限定しているわけではないが、発足以来、主に法学部の学生約20名と顧問教員や学外の福祉関係者で活動している。

再犯防止が刑事政策上の喫緊の課題であることもあって、本プロジェクトは再犯防止という名称を用いて活動を開始した。しかし、pros and cons（長所と短所）を由来として、PROSという名称が「互いの長所を見よう」という意味を有していることが示すように、出所者を含めて失敗した人も社会の一員として受容して、再出発を応援できるような包摂的な社会にすることを目標としている。

活動は、①対象者との交流会、②研修、③啓発活動の三つを主軸としている。メインとなる①対象者との交流会は、1か月に一回程度、定期的に学外で集まるものである。対象者は、複数回の刑務所入所経験があり、高齢又は障害を有する香川県内在住者で、香川県地域生活定着支援センター等を通して個別に参加依頼をし、同意を得られた方である。そして、交流会は、支援という形ではなく、双方にとって、社会で暮らす一員としての学びとなるような「居場所」にすることを目指している。また、対象者と学生は、氏名を含めて個人情報の交換をせず、お互いをPROSネーム（PROSの活動時のニックネーム）で呼び合う。さらに、学生には、活動中に知った対象者の個人情報は一切口外しないと誓約書の提出を義務付けているほか、毎年一度以上の「街で対象者に出会ったときのシミュレーション実習」への参加も義務とするなど、個人情報の保護に関しては、細心の注意を払っている。

交流会開始当初、会話はほとんど成立せず、一問一答に終始した。事前にお互いの情報を知らず、対象者は、自分のことを説明することや主体的に動くことに慣れていない一方で、社会経験がない学生にとっては、これまで交流してこなかった人と話することに慣れていないからである。そのため、対象者が語りやすい雰囲気を作ることを心掛け、折り紙などの手作業的なことや料理を取り入れるようになり、現在では、対象者が語る依存の経験や被虐待経験、人生の先輩としての学生への応援メッセージに耳を傾ける時間となっている。また、対象者の中には、交流会を「宝物」と表現し、交流会参加以降「再犯しない最長期間記録」を更新中である者もいる。学生自身も、これまで想像しなかった価値観に歩み寄ろうとしながら、生きづらさを抱えた人の人権を守ることの重要性を実感しているようである。

②研修では、交流会をより充実したものにするため、刑事司法制度や再犯者率等刑事政策上の課題、対象者と交流する際の接し方等を、多方面の専門家から学び、必要な知識を得る機会を設けている。そして、③啓発活動では、刑務所・少年院等についての映画上映会や受刑経験者等の講師をお招きしたシンポジウム、大学祭でのCAPIC製品（刑務所作業製品）の展示会を開催して、受刑者や出所者という立場の人について、地域の方や大学生を含めた大学関係者に理解していただこうとしている。そのような機会のほか、関係機関等からも様々な機会を得て、PROSの活動内容を説明し意見交換等も行っている。

これらの活動に対し、PROSは、2023年（令和5年）「安全安心なまちづくり関係功労者表彰（内閣総理大臣表彰）」をいただく栄誉にあずかった。今後も、第二次再犯防止推進計画のいう「地域による包摂の推進」を念頭に、包摂的な社会を目標にした、互いが学び場としての「居場所と出番」作りの活動を継続させていくつもりである。



シンポジウムの様子



「安全安心なまちづくり関係功労者表彰（内閣総理大臣表彰）」受賞

COLUMN 12

保護観察所による犯罪・非行の地域相談窓口「りすたば」の取組

法務省保護局

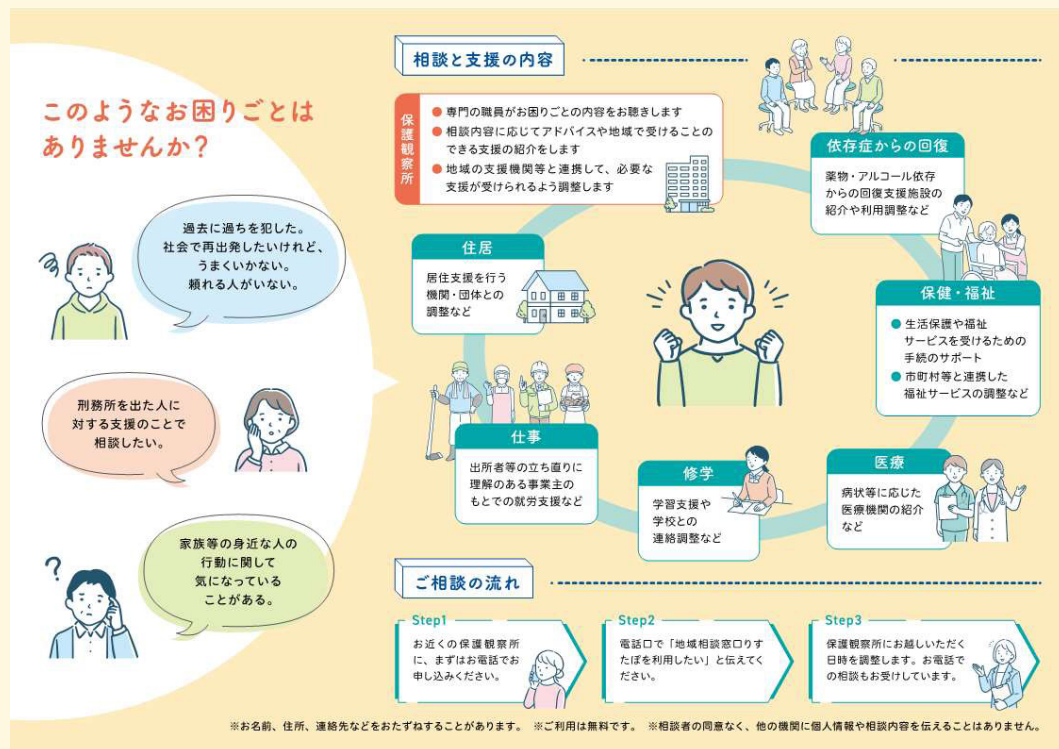
出所受刑者の2年以内再入率は、近年低下傾向にあります（【指標番号3】参照）、満期釈放者等の2年以内再入率は仮釈放者よりも高く、5年以内再入率も低下傾向にあるもののなお高い水準にあることなどを踏まえ、今後の再犯防止対策においては、刑事手続の入口段階から出口段階、そして保護観察や更生緊急保護を終えた後を含め、地域社会に至るまでの処遇をシームレスに捉え、切れ目のない支援を確保するなど「息の長い」社会復帰支援の推進が重要課題とされています。

このような背景も踏まえて、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により更生保護法（平成19年法律第88号）が改正され、新たに更生保護に関する地域援助に係る規定が設けられ、2023年（令和5年）12月から施行されています。

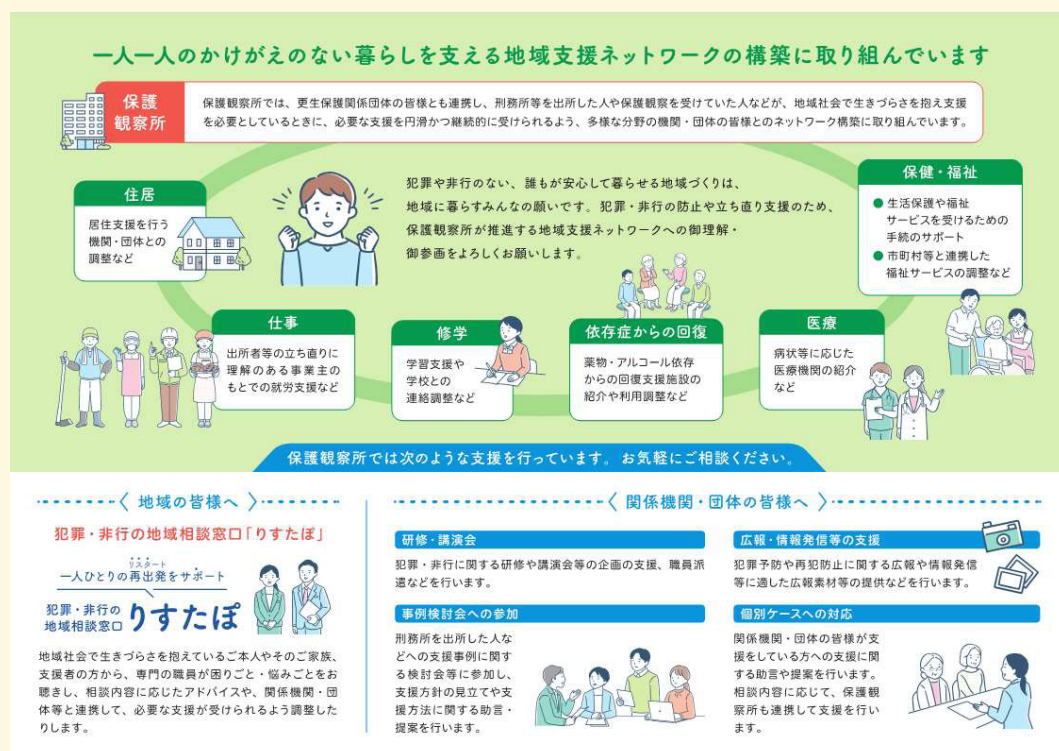
今般の法改正を機に、更生保護では「地域とともに歩み、地域に貢献する更生保護」を旗印としました。この実現に向けた中心的業務の一つとして位置付けられているのが更生保護に関する地域援助です。更生保護に関する地域援助は、保護観察官が、生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、支援者の方などの地域住民の皆様や関係機関・団体の皆様からの犯罪や非行などに関する相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した援助を行うものです。また、更生保護に関する地域援助を効果的に実施するため、保護観察所と地域における関係機関・団体との連携体制の構築や関係機関・団体が実施する研修、事例検討会への参加協力なども行います。

保護観察所では、広く地域からの相談を受け付けるため、2023年12月から犯罪・非行の地域相談窓口「りすたば」を設置し、法務省のウェブサイトやリーフレットにより周知を行っています。「りすたば」は「リスタート・サポート」の略であり、「リスタート」には、過去の過ちの有無にかかわらず、未来に向かって挑戦できる社会、つまり、「つまずいても立ち上げれる」社会を目指す願いを込めています。「りすたば」の名称には、過去に犯罪や非行をした人、犯罪や非行に結びつくおそれのある問題を抱えた人、その家族や関係者等、地域援助の対象は様々ですが、その一人一人が、自分にとっての再出発（リスタート）ができるよう、保護観察所がこれを支えて（サポート）地域に貢献していきたいという思いを込めています。

地域社会における犯罪予防・再犯防止に関する相談窓口として、必要なときに必要な人が保護観察所に相談できるよう、今後とも周知・広報を積極的に行うとともに、保護観察官が地域に出向くなどして相談しやすいものとし、関係機関・団体との連携の下、必要な支援を行うことができるよう、更生保護に関する地域援助の取組をより一層充実させていきます。



地域援助周知用リーフレット



地域援助関係機関用リーフレット